省エネ審査に関する図書等の利用に関する

同　意　書

　　　　年　　月　　日

株式会社広島建築住宅センター

代表取締役社長　的場　弘明　様

建築基準法第７条の２の規定に基づく完了検査を株式会社広島建築住宅センターへ申請する場合であって、かつ、同社で交付した適合判定通知書（省エネ適判）、設計住宅性能評価書又は長期使用構造等である旨の確認書を活用するときは、建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）、設計住宅性能評価又は長期使用構造等の確認に要した図書及び書類を利用することをあらかじめ同意します。

　　　　年　　月　　日

建築主

住　所

氏　名